# 令和3年度 第3回香取市農業委員会総会議事録

令和3年6月7日

6月7日(金) 香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を 本庁5階大会議室に招集した。

日程第1 議案第1号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和 3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

日程第2 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について

日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について

日程第8 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する 届出について

日程第9 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について

## 1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	林			浩	2番	平	Ш	君	子
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木		清
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤		宏
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
9番	海老	芒 澤		武	10番	富	澤	克	彦
11番	飯	森		孝	12番	髙	松	多百	可 史
13番	鵜	澤	幹	司	14番	菅	谷	樹	雄
15番	林		藤	江	17番	大	堀		潔
18番	栗	林	利	男	19番	伊	藤		寛

### 1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志 管理班長 石 毛 明 子

 農地班長 滑 川 典 文
 主 査 玉 造 浩 之

 主 査 髙 橋 亮 太 郎

開会 午後 2時57分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、18名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和3年度第3回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

# ◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、2番 平川君子委員、18番 栗林利男委員を指名いたします。

#### ◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第9 報告第4号を提案申し上げます。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

# ◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。令和3年6月7日提出、香取市 農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは、1ページから11ページです。

5月総会におきまして、決定されました令和2年度の目標およびその達成に向けた活動の 点検・評価の案、および令和3年度の目標およびその達成に向けた活動計画の案について、 それを公表しまして、30日間意見の募集を行いました。

結果としまして、この30日間意見等はありませんでしたので、本議案記載の内容を持って、 令和2年度の点検・評価、および令和3年度の活動計画とするものです。

本案件につきましては、本日、総会前に開催されました幹事会においても協議を行ったも のでございます。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和3年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは、12ページから14ページで、整理番号は1番から9番です。

整理番号1番は、3番は、譲受人が農業経営規模拡大のため、1番は売買により、3番は 贈与により所有権移転をするものです。

整理番号2番は、譲受人が営農型太陽光発電施設設置のため、農地の空中のパネル部分に 区分地上権を設定するものです。

この案件につきましては、5条の一時転用の許可申請も要する案件でありますので、本総会で3条、5条あわせて提出されております。

営農型太陽光発電の設備については、農地の所有者と耕作者は同じですが、発電業者が異なる場合には、支柱部分については一時転用許可、空中のパネル部分については、3条の区分地上権の設定申請手続きが必要となります。

3条の区分地上権の許可は、一時転用の許可が条件となっておりますので、一時転用の許可と同時に3条の許可が出ることとなります。

なお、一時転用の案件につきましては、総会議案 15 ページの農地法第 5 条 議案第 3 号整理番号 1 番でご審議いただきます。

整理番号4番、8番は、譲渡人が農業経営規模縮小のため、売買による所有権移転をするものです。

整理番号5番は、譲受人がこれまで借り受けていた農地を贈与により所有権移転をするものです。

整理番号6番、7番、9番は、譲受人が農業経営の新規参入のため、6番は使用貸借権の 設定、7番、9番は賃借権の設定をするものです。

以上、9件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 第1班事前審査会の報告をします。

去る、5月28日、金曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第1班の事前審 査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は9件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号のうち、整理番号2番以外の案件については、農地法第3条第2項規定の不許

可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調 和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

次に、整理番号2番については、「農地法第3条第2項ただし書」に定められている、「申請農地の営農に、支障はないか」・「申請農地の周辺の農地の営農に支障はないか」・「申請農地の耕作者からの同意はあるか」を調査したところ、いずれも満たしているものと思われます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、4番 鈴木 清委員。

4番鈴木委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

なお、鈴木健夫推進委員には電話で連絡しております。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲渡人の自作地から近く通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号2番について、5番 篠塚正則委員。
- 5番篠塚委員 整理番号2番について、片野委員および芹川推進委員と現地調査等を行った結果を代表して説明いたします。

この申請は、議案第3号 整理番号1番の営農型太陽光発電施設の申請に、関連するものです。譲渡人が耕作を継続しながら、譲受人が農地の空中のパネル部分に区分地上権を設定して、営農型太陽光発電を行うものです。パネルの下部農地では、〇〇〇〇である「〇〇

○」を作付けの予定であります。

したがって、特に問題がないと思われますが、議案第3号 整理番号1番に関連している ことから、本総会において、議案第3号 整理番号1番が許可相当の意見を附して、進達す ることに決定された場合には、先ほど事務局からの説明があったとおりになります。

本案件の区分地上権の許可につきましては、農地法第5条の一時転用の許可が条件となりますので、千葉県知事の処分と同様の処分に併せることが、望ましいと思われます。また、

農地法第5条の一時転用の許可と同時に農地法第3条の許可をすることが、妥当と判断いた します。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号3番、4番の2件について、8番 片野壽夫委員。
- 8番片野委員 整理番号3番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いた します。

この申請は、譲受人が自作地の隣接した農地を取得して、規模拡大を図りたい意向があり、 譲受人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号4番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の縮小のため、農地を処分したい意向があり、申請地は譲受人の自宅から近く、耕作利便なため売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号5番について、14番 菅谷樹雄委員。
- 14番菅谷委員 整理番号5番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営縮小に伴い、譲受人が借地として耕作している農地を取得したい意向があり、譲渡人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

これまでの営農状況から、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号6番から8番の3件について、18番 栗林利男委員。
- 18番栗林委員 整理番号6番および7番については、根本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。また、譲受人が同一であるため、一括して説明します。

この申請は、譲受人が認定新規就農者になるため、○ (○○○) の農地に使用貸借権の設定、さらに○○○の農地に賃借権の設定を行うものであります。

申請地に、〇〇〇〇の栽培を計画しており、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に販売の計画をし、 5年後の経営面積は3haを目標としております。

農業経営の実施計画書については、〇〇〇〇〇〇〇の指導を受けながら、計画を立てており、その内容において適正であり使用貸借権・賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号8番の説明をいたします。

整理番号8番については、根本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の規模縮小のため、農地を処分したい意向があり譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲渡人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号9番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 整理番号9番につきましては、私が代読させていただきます。

この申請は、譲受人が農業経営に参入するため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

譲受人は、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ の作付を計画しており、5年後の経営面積は1 ha を目標としております。

農業経営の実施計画書も、〇〇〇〇〇〇〇において指導を受けながら計画を立てており、 その内容におきましても適正で、賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われること から、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

#### (「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下 記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る 意見について審議を求める。令和3年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。 議案の概要を説明します。

ページは、15ページから16ページで、整理番号は1番から6番です。

整理番号1番は、総会議案12ページの農地法第3条議案第2号整理番号2番で、ご審議いただきました案件の関連です。

転用目的は、営農型太陽光発電施設用地で、権利の内容は、賃借権設定で一時転用です。

一時転用許可対象面積については、太陽光発電施設の柱の設置部分のみが対象となります。 申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Dに推定されます。

整理番号2番、転用目的は、宅地拡張用地で権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域のため、第3種農地です。

整理番号3番、5番、6番、転用目的は、専用住宅用地で権利の内容は、3番が所有権移 転、5番、6番が使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、3番は都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域のため、第 3種農地です。5番は、第1種農地、不許可例外事由 I、6番は農業公共投資の対象となっ ていない小集団の農地と考えられ、第2種農地に推定されます。

整理番号4番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は、所有権移転です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2 種農地に推定されます。

以上、6件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第1班 班長 林 藤江委員。

15番林委員 事前審査会の審査結果について、報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は、6件であります。

書類および写真で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であると結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、5番 篠塚正則委員。

5番篠塚委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇から説明します。佐原の方から行きまして、右側に曲がって 300m 行ったら〇〇〇〇〇〇〇〇です。その 30m位手前を 40m位ちょっと中に入った所です。

本件は、譲受人は〇〇に本店のある〇〇〇〇〇などを営む法人ですが、〇〇〇〇の農地所有適格法人が申請地で営農を継続しながら、賃借権の設定により申請地の一部に一時的に支柱を立て、上部空間で太陽光発電設備を設置し、営農と充電を両立させるものです。

また、支柱に設置される太陽光パネルは、地上高が2m以上確保され、配置も周辺農地の 耕作に支障がないと考えられます。

なお、下部農地における営農計画および資金計画も妥当であり、特に問題はないものと判 断しました。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号2番、3番の2件について、9番 海老澤 武委員。
- 9番海老澤委員 整理番号2番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○を○○に向かうと右手に○○○○○○があります。近くに○○○○○○があり、その裏手になります。

本件は、譲受人は現在申請地の〇〇〇で暮らしていますが、宅地の中で住宅が大部分を占めており、駐車スペースなど不便となっているため、申請地を宅地拡張用地とするものです。 申請地では、埋立て等は行いません。 雨水排水は、敷地内にて浸透処理となります。

また、隣接する農地との境界には、コンクリートブロックを設けることで土砂等の流出を 防止します。

なお、申請地は〇〇〇〇〇などの〇〇〇ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

続きまして、整理番号3番になります。これも坂本推進委員と一緒に行きました。 そして、2番の隣接地となります。

本件は、譲受人は現在、家族と〇〇〇〇で暮していますが、手狭となっているため、申請 地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等は行いません。

雨水排水は、敷地内に雨水桝を設け道路側溝へ放流し、汚水・雑排水は公共下水道へ放流します。

また、隣接農地との境界には、コンクリートブロックを設けることで、土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は〇〇〇〇へなどの〇〇〇ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号4番から6番の3件については、私の案件であるので、議事進行の 都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読いたします。

整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇より西南約1.7kmの所に位置しております。

本件は、譲受人は〇〇〇〇〇〇〇に本店のある太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、埋立て等は行いません。

雨水排水は、敷地内に雨水桝を設け浸透処理となります。

また、隣接する農地との境界には小堤を設けることで土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確 実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断いたしま した。

続きまして、整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇人より西南約3.3kmに位置する所にあります。

本件は、譲受人は現在、家族と○○で暮らしていますが、手狭となっており、また○○は○○○が継ぐため、申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等は行いません。

雨水排水は、敷地内にて浸透処理とし、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝へ 放流します。

また、隣接する農地とは高低差がないため、土砂等の流出の恐れはありません。

なお、申請地は〇〇〇〇〇などの〇〇〇ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

続きまして、整理番号6番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇、西南約3.3kmに位置しております。

本件は、譲受人は現在、家族とアパートで暮していますが、手狭となっているため、申請 地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等は行いません。

雨水排水は、敷地内浸透としオーバーフロー分は道路側溝へ放流します。汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流します。

また、隣接する農地との境界には、コンクリートブロックを設けることで、土砂等の流出 を防止します。

なお、申請地は〇〇〇〇へなどの〇〇〇ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基 盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。 令和3年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは17ページから203ページで、整理番号は1番から401番です。 議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上 401 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると 考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与 の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号 整理番号177番、198番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号 177番、198番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号177番、198番について、原案のとおり決定いたします。 ○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

- 議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号 整理番号 177 番、198 番を除く 399 件について、審議いたします。
- 議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号 整理番号 177番、198番を除く399件について、 原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号 整理番号 177番、198番を除く399件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり、 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に 対する意見を求める。令和3年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは 204 ページから 349 ページで、整理番号は 1 番から 181 番です。 議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上、181件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を

満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与 の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号74番、75番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号74番、75番の2件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号74番、75番の2件について、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長次に、議案第5号整理番号94番、95番の2件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号94番、95番の2件については、原案のとおり決定することに、ご 異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号94番、95番の2件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号 整理番号139番、140番、177番の3件について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号139番、140番、177番の3件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号139番、140番、177番の3件については、原案のとおり決 定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号 整理番号142番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号142番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号142番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号 整理番号155番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号155番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号155番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に議案第5号 整理番号74番、75番、94番、95番、139番、140番、142番、155番、177番の9件を除く172件について、審議いたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号74番、75番、94番、95番、139番、140番、142番、155番、177番の9件を除く172件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号74番、75番、94番、95番、139番、140番、142番、155番、177番の9件を除く172件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり 農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので 報告する。令和3年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。 通知は1件です。

## ◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知 について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農 用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和3年6月7日提出、香取 市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は177件です。

## ◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限の例外に関する届出について。下記のとおり農地法施行規則第53条の規定に該当したので報告する。令和3年6月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

# ◎日程第9 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。下 記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。令和3年6月 7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対 しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。 閉会 午後 3時47分 上記の会議の顚末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人